

静岡県公立大学法人将来構想委員会規程

令和7年4月1日 規程第217号

(設置)

第1条 静岡県公立大学法人（以下「法人」という。）は、法人の中・長期的な将来構想を検討することを目的として、静岡県公立大学法人将来構想委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 将来構想の企画立案に関する事項
- (2) 研究及び教育体制に関する事項
- (3) 組織及び運営に関する事項
- (4) その他将来構想に関する事項
- (5) 中期計画の作成、変更に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 理事長（学長）
- (2) 法人理事（教育・学生支援担当）
- (3) 法人理事（研究・国際交流担当）
- (4) 法人理事（総務担当）
- (5) 副学長
- (6) 学部長
- (7) 学府長
- (8) 研究科長
- (9) 研究院長
- (10) 短期大学部部長
- (11) 事務局長
- (12) 事務局次長
- (13) 経営戦略部長
- (14) 総務部長
- (15) 教育研究推進部長
- (16) 学生部長
- (17) 短期大学部事務部長
- (18) 短期大学部学生部長

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、第3条第1号の者をもってこれに充てる。

2 委員長は、委員会の会務を総理する。

3 委員会に副委員長を置き、第3条第2号の者をもってこれに充てる。

4 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(専門部会)

第6条 委員会に、必要に応じて専門的事項を審議するため専門部会を置くことができる。

2 専門部会に関する必要な事項は、委員会が別に定める。

(庶務)

第7条 この委員会の庶務は、経営財務室において処理する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

2 この規程の施行に伴い、静岡県立大学教育研究組織将来計画委員会規程及び静岡県公立大学法人中期・年度計画推進委員会規程は廃止する。